

平成29年度補助方針の見直しについて【案】



資料4

〔機械関連〕

- (1) 規程改正に伴い『機械工業振興補助事業』を『機械振興補助事業』に改めました。
- (2) ≪「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新≫及び≪自転車・モーターサイクルの技術革新≫について、補助率を3/4から4/5に引き上げました。
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた支援について、対象範囲を分かりやすくするために『自転車競技に関する機材等の性能向上に資する取組み』という表記としました。
- (4) ≪国際競争力強化に資する標準化の推進、人材の育成・交流等≫について、補助率を2/3から3/4に引き上げました。
- (5) ≪公設工業試験研究所等が主体的に取り組む共同研究≫について、上限金額を100万円から300万円に引き上げました。
- (6) ≪研究補助≫について
 - ① ≪個別研究≫の上限金額を300万円から500万円に、また≪若手研究≫の上限金額を100万円から200万円にそれぞれ引き上げました。
 - ② 研究者が新技術及び新製品の実用化を目的として行う研究を支援するために≪開発研究≫として新たにメニュー化し、その補助率を1/1、上限金額を1,000万円としました。(単年度の研究のみ対象)
 - ③ 同一研究者における重複しての要望は認めないことを明文化しました。

平成29年度補助方針の見直しについて【案】



〔公益関連〕

- (7) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた支援について、対象範囲を分かりやすくするために『自転車競技の競技力向上等に資する事業』という表記としました。
- (8) 『施設の補修』の上限金額を3,000万円から5,000万円に引き上げました。
- (9) 被災地域の復興・再生に寄与する活動に対する支援について、その名称を「東日本大震災復興支援事業」から「復興支援事業」に改め、『平成28年熊本地震』を対象に加えることとしました。